



人権ミナモ

家庭ではぐくむ 生き合う力



みなさんは、「人権」について考えたことがありますか。なんとなく、自分には関係ないことだと思っていないか。実は、みなさんの身の回りでは、たくさんの人権問題が起っています。この資料では、そうした身の回りの人権問題をはじめ、小学校・中学校の教科書で取り上げられている人権に関する記述をご紹介します。

ありませんか？あなたのまわりでこんなこと

性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見・差別

男性は女性を(女性は男性を)好きになるのが当然と思いませんか？



感染症に関連する偏見や差別

新型コロナウイルス・エイズ・肝炎等の感染症に感染された方やご家族等に差別的な扱いをしていますいませんか？



インターネットによる人権侵害

SNSやネット掲示板に他人の悪口を書き込んだりしていませんか？



部落差別(同和問題)

正しく理解していますか？



子どもの人権

虐待や体罰などをそのままにしていませんか？



外国人の人権

外国人だからといって偏見を持っていませんか？



障がいのある人の人権

点字ブロックの上に自転車を止めたりしていませんか？



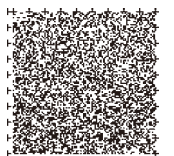
女性の人権

家事は女性がするものと思いませんか？



その他の人権問題

高齢者、犯罪被害者とその家族、労働者・アイヌの人々の人権など



教科書では次のように取り上げられています！

憲法の三つの原則

日本国憲法には基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの原則があります。
基本的人権とは、だれもが生まれながらにしてもっている、人間らしく生きるための権利のことです。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6 政治・国際編」10頁

国民の権利

- 思想や学問の自由
- 働く人が団結する権利
- 個人の尊重、男女の平等
- 教育を受ける権利
- 政治に参加する権利（参政権）
- 言論や集会の自由
- 裁判を受ける権利
- 仕事について働く権利
- 居住や移転、職業を選ぶ自由
- 健康で文化的な生活を営む権利（生存権）



憲法は、基本的人権の尊重を原則の一つとし、上の図のように、さまざまな国民の権利を保障しています。また、憲法には、国民が果たさなければならない義務（※）についても定められています。

わたしたちは、憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるように努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たしていく必要があります。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6 政治・国際編」15頁

（※）：子どもに教育を受けさせる義務、仕事について働く義務、税金を納める義務

子どもの人権

子どもは成長の過程にあるため、親の保護を受けたり、飲酒や喫煙の禁止といった特別の制限を受けたりします。しかし、子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら成長する権利を持っています。

1989年に国際連合で採択された「子ども（児童）の権利条約」を、日本は1994（平成6）年に批准しました。この条約は、子どもにも人権が保障されることを確認し、生きる権利や守られる権利、意見を表明する権利などを定めています。国は、子どもが将来にわたって健やかに成長できるように、これらの権利を守っていかねばなりません。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」49頁

<p>生きる権利</p>	<p>守られる権利</p>	<p>育つ権利</p>	<p>参加する権利</p>
--------------	---------------	-------------	---------------

性の多様性への理解

性の意識は人によってさまざまです。しかし、同性愛の意識がある人々や、身体的な性別と意識する性別との違いを感じている人々は、生活するうえでしばしば不利益を受けることがあります。性は個人の生き方そのものに関わる問題であり、性の意識の違いによって差別することは許されません。こうした人々が、自分らしく生きられるように配慮する動きも広がりつつあります。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」52, 53頁

在日外国人への理解

日本で暮らす外国人の数は増えており、2017年現在、日本の人口の約2.0%をしめます。特に、中国やベトナム、フィリピンなどのアジアから来る人々や、ブラジルなど南アメリカから来る日系人が増えています。こうした人々が生活するうえでも、不当な不利益や差別を受けないようにしなければなりません。また、教育や社会保障などの面で、言葉や文化のちがいにに対して配慮することも必要です。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」53頁



どうすれば、すべてのひとが
生きやすい社会にすることが
できるかな？家族で話し合っ
てみよう！

部落差別の撤廃

部落差別は、被差別部落の出身者に対する差別のことで、この問題は同和問題ともいいます。江戸時代に差別されていた、えた身分、ひにん身分は、明治時代に「賤称廃止令」（いわゆる「解放令」）によって廃止されました。しかし、その後も就職や教育、結婚などの面で差別は続きました。これに対して差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こり、1922（大正11）年には全国水平社が結成されました。

1965（昭和40）年に同和対策審議会が出した答申は、部落差別の撤廃は国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。これに基づいて法律が整備され、対象地域の人々の生活を改善する同和対策事業や、差別をなくす啓発活動が推進されてきました。しかし、今もなお差別は解消されておらず、2016（平成28）年には、部落差別解消推進法が制定されました。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」50, 51頁

部落差別には、どんな問題があるのかな？
次のページを見て、家族で話し合ってみよう！



家庭で話し合ってみましょう！

部落差別（同和問題）は、いつ、どのように始まり、どんな差別に苦しんでいるのだろう。どうしたらなくすることができるだろう。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行）
基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的として施行されました。



差別落書き等

インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなど

結婚・就職等における差別
同和地区出身であることを理由に結婚に反対したり、就職等において不利な取扱いをしたりするなど

部落差別に関する事例

差別につながる身元調査等
出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなど

えせ同和行為

同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要したりするなど



調べてみよう！

- ・法務省ホームページ
「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

法務省 部落差別

検索

一人で悩んでいませんか？ 誰かに相談してみませんか？

岐阜県では、下記の相談窓口を設置しています。黙って我慢せず、ぜひご相談ください。

子供SOS24（夜間・休日・祝日を含めた24時間体制）：0120-0-78310

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を24時間受け付けます。

☆携帯電話からでもつながります（フリーダイヤルですので無料です）。

教育相談ほほえみダイヤル：0120-745-070

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 9:30～16:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆フリーダイヤルですので無料です。☆携帯電話からは、つながりません。

岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談係：058-271-3328

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆通話料がかかります。

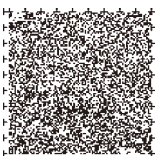
こどもの人権110番：0120-007-110

☆「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題の解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

<相談対象>子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆フリーダイヤルですので無料です。



このリーフレットに対するご意見をお寄せください！(右のQRコードからご回答下さい。)



アンケート

※この資料は、法務省委託事業により作成されています。